2026年11月13日

各　位

会　社　名　太　平　電　業　株　式　会　社
代 表 者 名　代表取締役社長執行役員　伊藤　浩明
（コード番号　1968　東証プライム）
問 合 せ 先　　取締役専務執行役員 総務管理本部長
日下　慎也
（TEL. 03－5213－7211）

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 11 月 13 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）処分期日	2026 年 12 月 2 日
（２）処分する株式の種類および数	普通株式 68,600 株
（３）処分価額	１株につき 2,382 円
（４）処分総額	163,405,200 円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬ＢＩＰ信託口）
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的および理由

当社は、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、取締役の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2026 年５月 14 日開催の取締役会で役員報酬ＢＩＰ信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続について決議いたしました。

本自己株式処分は、ＢＩＰ信託の期間延長に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬ＢＩＰ信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.11％（小数点第３位を四捨五入、2026 年９月 30 日現在の総議決権個数 632,875 個に対する割合 0.11％）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、

株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、ＢＩＰ信託の概要については、2026 年５月 14 日付で公表いたしました「取締役向け業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2017 年８月 28 日
信託期間	2017 年８月 28 日～2029 年８月末日
制度開始日	2017 年８月 28 日
議決権行使	議決権は行使しないものとします。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 11 月 12 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 2,382 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては 、当社の監査役全員（４名。うち２名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以　上